

税

は、まちづくりを支える大切な財源です。

山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で市税の徴収を強化します。

税は、まちづくりを支える大切な財源です。納税していただいている方の公平性を保ち、滞納の解消を図るため、納付に応じない悪質な滞納者に対しては山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で、差し押さえや公売などの処分を行います。悪質な滞納は絶対に許しません。

■差し押さえ処分は・・・

督促状の発送日から10日経過すると、土地・建物の不動産など財産がある滞納者には、法律に基づき強制的に差し押さえを行います。差し押さえ後も納付されない場合は、公売などで差し押さえた財産の換価を行い、未納の税金に充てます。

■都留市差し押さえ状況(平成21年度)

差し押さえ種類	件数
給与	11件
預貯金	42件
生命保険	54件
土地・建物	3件
自動車	4件
その他	4件
計	118件

■都留市換価状況(平成21年度)

件数	金額
90件	20,473,944円

■差し押さえ対象は・・・

土地・建物の不動産、預貯金、生命保険、勤務先から支給される給与、自動車、オートバイなど

■延滞金を徴収します

市税の納付は、納期内納付が原則です。納期までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて計算した延滞金がかかります。

○納期限の翌日から1カ月を経過するまで 年4・3%

○1カ月を経過した日以降 年14・6%

■納税相談をご利用ください

納期限内に納税できない場合は、必ず納税相談にお越しください。災害や病気などの事情により、全額を期限までに納められない場合には、徴収の猶予などの制度もあります。また、平日時間のない方のために、毎週水曜日は午後7時まで窓口を開設しています。お気軽にご利用ください。

問合先・納税相談窓口

税務課 収納対策室

「子ども手当」を

受給される方へ

子ども手当を受給される方は「子ども手当現況届」を提出することが法律で義務付けられています。

これは、6月1日現在の養育状況などを確認審査するための大切な届け出です。該当者には、6月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ご提出ください。提出されない場合は、6月以降の子ども手当の支払いが受けられません。

該当者 中学1年生以下の児童がいる方で、3月末現在、児童手当を受給されていた方

※本年度、4月1日以降に「認定請求書」「増額改定請求書」を提出された方は「現況届」の提出は不要です。

持ち物 現況届用紙、印鑑

※厚生年金加入者は、健康保険証の写しまたは年金加入証明書が必要です。

提出期限 6月30日(水)

※受給中に次のようなことがあった場合には、手続きをお願いします。

- 住所が変わったとき
- 死亡または資格を失ったとき
- 出生などにより、支給要件児童数が変わったとき
- 公務員になったとき

問合先 市民生活課 年金・医療担当

日本脳炎定期予防接種

新ワクチンによる

接種が始まります

従来のマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンから新ワクチンである乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに変更となります。

対象 3〜4歳未満のお子さん

接種回数 第1期初回接種(2回)

接種方法

対象児には、個別に予診票を入れた封書を送付します。対象児で接種日が4歳を過ぎる場合は、予診票を差し替えますので、ご連絡ください。

通知をよくお読みになって接種するようお願いいたします。

※1期追加対象のお子さん、すでに4歳を過ぎているお子さん、基礎免疫接種(3回)が不完全なお子さんについては、国からの方針が出されたところでお知らせします。



問合先 いきいきプラザ都留内

健康推進課 保健・予防担当

☎(46)51133